

# *IEEJ NEWSLETTER*

*No. 35*

2006.8.2 発行

(月 1 回発行)

財団法人 日本エネルギー経済研究所

IEEJ NEWSLETTER 編集長 専務理事 十市 勉

〒104-0054 東京都中央区勝どき 1-13-1 イヌイビル・カチドキ

TEL: 03-5547-0212 FAX: 03-5547-0223

## 目次

1. G8 サミットとロシア
2. 英国エネルギー政策と原子力の再評価
3. 中国ウォッチング：エネルギーセキュリティと中国
4. 中東ウォッチング：イラン革命防衛隊の石油・ガス部門への進出
5. 審議会ハイライト

---

### 1. G8 サミットとロシア

7月15日から17日までロシアのサンクトペテルブルクで、ロシアを議長国として、主要国首脳会議（G8 サミット）が開催された。G8 サミットの一つの見どころは、プーチン大統領が議長としてこのサミットをどう乗り切るかという点にあった。

プーチン政権下のロシアについては、最近、民主主義の後退、権威主義政治、大国主義外交などを巡って欧米側に批判があり、ミニ冷戦とまで言われる状況で、米国議会の中には、ブッシュ大統領は今般のサミットをボイコットすべしとの声すらあった位である。これに対してブッシュ大統領は「自分はロシアについて諦めていない」、  
「ロシアに対して言うべきことは静かに言う、しかし公開の場で説教するようなこと

はしない」との姿勢でサミットに臨んだ。

プーチン大統領は、サミット前日 (7 月 14 日) に訪露したブッシュ大統領夫妻とプーチン大統領夫妻の 4 人だけで夕食会を行い、翌日には両者の首脳会談を改めてセットするなど「**両首脳の友人関係**」を協調する舞台設定をした。これらの夕食会や会談の中でブッシュ大統領は、ロシアの民主主義問題などについて触れたようであるが、これをメイン・テーマにした訳ではなかった。**ロシアの WTO 加盟は今や米国の合意のみが残されており、ロシアとしては加盟決定のニュースを持ってサミットに臨むべく、両国間でぎりぎりまでマラソン交渉が行われていたが、合意は達成できず、これはロシア側にとっては大きな失望であった。**

G8 サミットの間では、16 日の夕食会の席上、**プーチン大統領の方からロシアの民主主義問題などをとり上げ、ロシアは移行期にある国であって、特別のケースであり、他国のシステムをそのまま模写するという訳には行かないと述べ、ロシアにはロシアの民主主義があるのだと説明し、また、ロシアの憲法上大統領は 2 期までであるが、一部で言われているような憲法を改正して 3 期目を狙うことは考えていないと説明した**由である。

これらの説明に関連して他の G8 の首脳から色々な意見の表明があったが、**プーチン大統領が集中砲火を浴びるという局面はなかった模様** (ロンドン・エコノミスト誌などは、欧米の首脳はロシア批判にはいつも臆病であると批判している。) **もともと G7 は「先進工業民主主義国」のクラブであったものが、クリントン米大統領時代の 1997 年にロシアが強く反対していた NATO の東方拡大を受け入れさせる取引の一環で参加させたという歴史的背景があり、ロシアが異質の G8 のメンバーであることは分っていたこと**である。

今般のサミットでは、ロシアは、自国がエネルギー大国であることを背景にして、エネルギー安全保障をメイン・テーマとして議長国を務め、エネルギー問題で G8 として特別文書を発出するなど、**エネルギー大国として発展しつつあるロシアの存在感を印象付けるという一定の目的を果たしたが、他方において今般のサミットはイスラエルを巡る中東情勢、イランの核問題、北朝鮮のミサイル発射問題によってハイジャ**

ックされるという側面もあった。もっともイランについては、すでに7月12日に安保理常任理事国(P5)+独が、外相レベルでの会合でイランの核問題を対イラン制裁をも視野に入れ、安保理で議論することに合意しており、また、北朝鮮問題についてはサミット会合の直前に北朝鮮非難決議が安保理で全会一致で採択されており、これらを巡ってロシアが孤立するという局面はなかった。中東情勢についても、G8の中で種々の温度差は見られたが、ロシアが孤立するということではなかった。

プーチン大統領は、17日の締めくくりの記者会見の中で、**今般のサミットは成功であったと自賛したが、第3者から見ても、総じて言えばプーチン大統領は今般のG8サミットを議長としてまあまあの状況の中で乗り切った**と言えよう。

(顧問・前ロシア大使 丹波 實)

## 2. 英国エネルギー政策と原子力の再評価

2006年7月11日、英国政府はエネルギー政策見直しの中間報告と位置づけられる報告書”The Energy Challenge 2006“を**発表し、原子力発電所の新規建設を政策面から支持するという政府の方針を明確にした**。最終的な報告は、今年末から来年初旬に発行される予定のエネルギー白書でなされることとなる。

2003年に発表された英国のエネルギー白書では、**2050年までにCO2排出量を1990年比で60%削減するために、再生可能エネルギーを2020年には電力需要の20%とすることやエネルギー利用効率の向上等を挙げ、原子力発電については「必要とされれば別途検討する」として重要なオプションとは位置づけられていなかった**。しかし、この白書からわずか2年後の2005年末、ブレア首相は原子力発電所の新設をオプションに加えたエネルギー政策の見直しを政府に指示した。

この背景には、北海ガス田の枯渇が予想以上のペースで進んでいることが確認され、**昨年**から英国が天然ガスの輸入国に転じたばかりか**2020年には9割を輸入に依存する**とみられること、2004年からガス価格が急上昇しエネルギー安定供給が至近の課題

題となったこと、2003 年白書で言及した上述の CO2 削減目標の達成が危ぶまれてきたこと、等があるとみられる。

本報告書では、エネルギー政策における長期的に重要な取り組み課題として、以下の 4 点が挙げられている。

① The Carbon Challenge --- CO2 削減目標の達成

2003 年白書でも強調していた CO2 削減について、より具体的に 2012 年までに 1990 年比で-12.5%、2050 年までに同 60%削減する目標に向け、EUETS (欧州域内排出権取引) の枠組みを EU と共同で具体化していくとしている。

② Saving Energy ---省エネルギー

CO2 削減の出発点は、省エネルギーである。政府が提案しているエネルギー効率化の措置をとれば、2020 年までに 2005 年の CO2 排出量の 4-6%の削減が可能であるとしている。

③ Cleaner Energy ---多様なクリーンエネルギー源の開発

CO2 を排出しない小型分散型電源の普及、再生可能エネルギー使用義務法の強化による再生可能エネルギーの増大、化石燃料への依存低減および CO2 排出の少ない大型代替電源の開発とリプレースが提言され、この中で有望な大型代替電源として原子力発電に言及している。

④ The Energy Security Challenge ---エネルギー安全保障

石油・ガスの輸入依存度を低減するとともに、民間資金と市場メカニズムを活用した電源設備と系統への投資を促進することとしている。

新規原子力発電所の建設促進について、今回の報告書には具体的な政策面での支援内容は示されていないが、今後、認可プロセスの簡素化やサイト選定基準の策定等について検討し、最終的なエネルギー白書に盛り込むこととしている。すでに認可プロセスの簡素化については、保健安全局 (HSE) が 6 月 28 日に 2 段階からなる許認可方法を提案しており、これが実現すれば申請から認可まで 4 年程度と、審査期間は大幅に短縮されることとなる。

事業者をはじめとする関係者からは、新規建設の障壁となっている複雑な認可プロ

セスの簡素化の方針が打ち出されたことを評価する声が多い一方、**その対策が実効性を持つためには、とくに設備投資の面で国としての明確な政策をより具体化し、地方政府等が迅速な建設を実現できるよう投資環境を整備する必要がある、**という E.ON UK 社のような意見もある。

エネルギー安全保障と地球温暖化対策の観点から原子力発電の積極的な推進が打ち出された点では、昨今の日本における「原子力政策大綱 (2005 年 10 月)」、「新・国家エネルギー戦略 (2006 年 5 月)」、「原子力立国計画 (2006 年 8 月取りまとめ予定)」と共通する。具体的方策として、許認可プロセスの簡素化が挙げられた点、また投資環境の整備が事業者により要望されている点でも、日本の事情と類似している。**電力自由化のもとで、新・増設の促進に向けた投資環境の整備について具体策を検討している日本にとっても、今回の英国政府の方針は重要な示唆を与える**といえる。

なお、**英国にて新規原子力発電所を建設する主体については、EdF (フランス)・E.ON (ドイツ)・RWE (ドイツ) が、英国 BE とコンソーシアムを組む構想を持っている。**炉型やサイトなど具体的な計画は全く未定であるが、本報告書に掲げたような **CO2 削減目標の達成のためには、遅くとも 10 年以内には新規プラントが立ち上がる必要があり、**したがって、新型炉より既に建設実績のある炉型が選定される可能性が高い。その観点から、フランスを中心として**欧州で多くのプラント建設の実績を有する Areva と並び、**1960 年代から現在まで建設実績を着実に蓄積してきた**日本メーカーが、英国の新規建設市場に参入する機会も皆無ではない**といえよう。

(電力・ガス事業グループ 主任研究員 村上朋子)

### 3. 中国ウォッチング：エネルギーセキュリティと中国

7月16日、中国の胡錦濤・国家主席はサンクトペテルブルクで、「世界のエネルギーセキュリティ」についての演説を行った。まず、エネルギーセキュリティは、各国の経済的命運や国民生活と密接に関連しており、世界平和の維持や各国の経済発展にとって極めて重要である。また、各国は十分にエネルギー資源を利用して、自国の経済発展を図る権利があり、多くの国家にとって国際的な協力なくしては、エネルギーセキュリティの確保は不可能である。そして、世界のエネルギーセキュリティを確保するためには、次のような方策を講じる必要があると述べている。

**第1は、エネルギー輸出国と輸入国の間で、また消費大国の間で、対話と協力を強化することである。**国際的なエネルギー政策の調和を図り、国際エネルギー市場の監視と緊急時対応メカニズムの整備を推進し、また石油・天然ガスの供給源の分散化を図る。**第2は、先進的なエネルギー利用技術の研究・開発と普及を図ることである。**人類社会の持続的な発展の視点から、エネルギー利用技術面での協力を求める。すべての国家が利益を享受できるように、資金の投入、知的財産権の保護、技術の普及などの諸問題に十分に対処する。**第3は、産油地域における政治的安定を維持し、またエネルギー輸送ルートของ安全性を確保するため、良好な政治的環境を作り出すことである。**そのためには、対話と協議を通じて、当事者間の相違と矛盾の解決を図り、エネルギー問題が政治化することを避けるべきである。

以上のように、胡錦濤主席の演説は、従来に比べて国際協調の姿勢をより鮮明にしていると言える。とくに、先進国の省エネルギー技術の導入に強い期待を示しているが、そこでは外国から注目されている知的財産権の保護についても言明しており、技術移転にかかわる先進国の大きな懸念を解消しようとの意図がうかがえる。また、エネルギー供給にかかわる政治的環境に関しては、エネルギー輸送ルートの安全性確保を強調している点が注目される。その他、各国のエネルギー需要を満足させることの重要性を改めて謳い、エネルギー問題が政治化する傾向に対する不満を示唆していると言えよう。

(客員研究員 張 継偉)

#### 4. 中東ウォッチングーイラン革命防衛隊の石油・ガス部門への進出

アフマディネジャード大統領は、1979 年に革命体制の防衛を目的に設立された革命防衛隊 (IRGC) の出身である。昨年 8 月に政権が発足して以降、IRGC 系企業は政府発注の大型プロジェクトを次々と受注するなど、着実に**経済界への進出の度合いを深めている**。政府から IRGC 系企業へのプロジェクトの発注は時に入札なしで行われ、**政府による IRGC 優遇政策とその帰結としての国内パワー・バランスの変化が、イラン国内においても懸念を呼ぶ事態となっている**。

この IRGC 系企業の名はハタモル・アンビヤー社といい、イラン・イラク戦争終結後の 1989/90 年、IRGC のエンジニア部門として設立された。現在 IRGC の人員の 3 割はエンジニア部門の業務に携わっており、同社はこれまでに 1220 件のプロジェクト (総額 27~32 億ドル) を完成させ、現在でも 247 件のプロジェクト (総額 23 億ドル) を実施中である。**今年 6 月に入り、ハタモル・アンビヤー社は石油・天然ガス部門の大型案件を 2 件、いずれも入札を経ずに受注した**。1 つ目の案件は、南部工業地区アサルイエから東に伸びる、全長 900 キロの**パイプライン建設事業**である (総額 13 億ドル)。2 つ目は、**サウス・パルス・ガス田第 15、16 フェーズの開発案件**である (総額 21 億ドル)。この案件は、当初ノルウェー企業が、ハタモル・アンビヤー社などと共に落札していたが、昨年 5 月に契約条件での折り合いがつかずに撤退し、今般ハタモル・アンビヤー社が単独で、ガス田の開発に乗り出すことになった。

ハタモル・アンビヤー社は、その他案件を政府から受注しており、**今年 6 月の 1 ヶ月間に政府と締結した契約の総額は 70 億ドルに上った**と報じられた。現国会の少数派を構成する改革派の議員らは、保守強硬派の基盤となっている IRGC 系企業への大型案件発注につき、その背景を調査するよう求めた。しかし、**現政権の 3 分の 1 は IRGC 関係者が占める**など、その関係者はすでに政界にも数多く進出している。よって **IRGC 優遇政策が見直される可能性は、今のところ非常に低い**と見られている。そして政界、経済界のみならず教育・福祉の分野にも進出しつつある IRGC は、**イラン現体制全体への浸透の度合いを着実に深めつつある**といえる。

(中東研究センター 研究員 坂梨 祥)

## 5. 審議会ハイライト

### ○ 総合エネルギー調査会総合部会 第 6 回会合 (7 月 26 日)

「新・国家エネルギー戦略」ならびに京都議定書の目標達成計画などを踏まえて、エネルギーの安定供給確保・供給源の多様化、世界最先端の省エネ社会の実現、資源外交の強化、エネルギー技術戦略の策定等が盛り込まれた**エネルギーの需給に関する基本計画 (エネルギー基本計画) の改定案の骨子が示された**。それに対して、各委員から出された様々な意見は、概ね改定案の構成・方向性を支持するものであったが、**原子力だけではなくエネルギー供給全体の安全性確保、政策措置の具体化、政策の評価プロセスの確立などに注文が出された**。

エネルギーの安全保障に関しては、市場原理の活用の議論が加わったことを評価する一方で、**原子力以外のエネルギーの議論が不十分との指摘**もあった。また、**資源外交については、実現に向けた具体策を示すべきこと、また資源確保のためだけでなく、政治協力、FTA なども併せて進めることが必要**との指摘がなされた。さらに、エネルギー技術戦略については、**世界的技術水準のなかでの技術のベンチマークの重要性が強調**された。

十市専務理事 (内藤理事長の代理出席) の発言要旨は、以下の通りである。

- ・ 3 年前の基本計画の作成時に比べて、エネルギーを取り巻く国際情勢が大きく変化している中で、**改定案では石油・ガス・石炭など化石エネルギーのウエイトが一段と軽く扱われているとの印象**を強く受ける。基本計画が想定の視野に入れている今後 10 年を考えると、化石エネルギーが依然として一次エネルギー供給全体の約 80% を占め続けるだろう。そのため、**基本計画の改訂に当たっては、エネルギー全体のバランスを考えることが重要**である。
- ・ 資源外交の必要性については言うまでもないが、実際に海外で**上流ビジネスを担うわが国企業への支援策を明確化することが重要**である。

(石油・ガス戦略グループ 研究主幹 永田安彦)